

事業概要

平成 30 年度
(平成 29 年度実績)



広島県食肉衛生検査所

目 次

第1章 総説

1 検査所の沿革	1
2 組織と機構	2
(1) 組織	2
(2) 広島県行政機関設置条例	2
(3) 広島県行政組織規則	2
3 職員の配置状況	2
4 業務の内容	3
5 施設の状況	3
6 主な検査用機械器具一覧表	4
7 管内の状況	5
(1) 位置図	5
(2) と畜場の概要	5
(3) 大規模食鳥処理場の概要	6
8 検査等手数料及び歳入状況	7
(1) 検査等手数料の推移	7
(2) 検査手数料歳入状況	7

第2章 事業の概要

1 事業概況	8
(1) と畜検査	8
(2) 食鳥検査	8
(3) 試験室内検査	8
(4) 衛生指導等	9
(5) 消費者等に対する衛生教育	9
(6) 調査研究	9
2 と畜検査	9
(1) 月別と畜検査頭数	9
(2) 年度別と畜検査頭数	9
(3) と畜検査頭数の推移	10
(4) 原因別処分状況	11
(5) 年度別処分頭数	12
3 食鳥検査	13
(1) 月別食鳥検査羽数	13

(2) 年度別食鳥検査羽数	13
(3) 検査羽数の推移	14
(4) 年度別処分状況	14
(5) 原因別処分状況	15
4 伝達性海綿状脳症 (TSE) 対策	16
5 試験室内検査	17
(1) と畜検査 (種類別)	17
(2) 食鳥検査 (種類別)	17
(3) と畜検査 (検査項目別)	18
(4) 食鳥検査 (検査項目別)	19
(5) 牛海綿状脳症 (BSE) スクリーニング検査	20
(6) モニタリング検査	20
ア 牛枝肉の腸管出血性大腸菌検査	20
イ 牛枝肉等の微生物汚染実態検査	20
ウ 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク (GFAP) 残留調査	20
エ 対韓国輸出食鳥肉等における微生物モニタリング検査	21
オ 牛血液性状検査	21
カ と畜場における微生物汚染実態調査	21
キ 認定小規模食鳥処理場における微生物汚染実態調査	21
6 衛生指導等	22
(1) 三次食肉加工センターに対する衛生指導	22
(2) 鳥インフルエンザ対策	22
(3) 認定小規模食鳥処理場立入検査	22
(4) 認定小規模食鳥処理場の処理羽数及び廃棄処分状況	22
第3章 調査及び研究	
1 平成 29 年度の調査研究発表	23
管内と畜場作業従事者等への効果的な衛生指導	23
2 調査研究発表 (平成 20 年度～平成 29 年度)	26
第4章 その他の参考資料	
三次食肉加工センター使用料および解体料	28
検査所案内	29

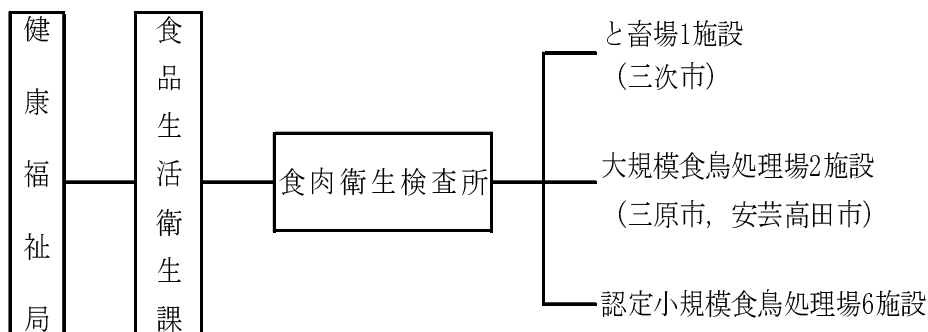
第1章 総説

1 検査所の沿革

昭和 46 年 2 月	広島県長期総合計画により、西部（広島）、東部（備後）、北部（備北）、の 3 流通圏に各々と畜場を統合整備し、近代的設備のと畜場と併せて食肉衛生検査所を設置し、食肉衛生の管理体制を確立する基本計画を策定
昭和 49 年 4 月	広島県三次食肉衛生検査所として、と畜検査員 3 名、非常勤と畜検査員 1 名で発足
昭和 49 年 8 月	庁舎竣工（面積 121.5 m ² 、補強コンクリートブロック平屋建）
昭和 52 年 7 月	実験動物飼育舎及び車庫の建設
昭和 53 年 4 月	と畜検査員 1 名増員
昭和 55 年 1 月	検査保留用冷凍冷蔵庫建設 （有効面積 冷凍庫 9 m ² 、冷蔵庫 4.8 m ² 平成 11 年増改築に伴い撤去）
昭和 55 年 3 月	敷地（1,270 m ² ）取得
昭和 56 年 4 月	と畜検査員 1 名、非常勤と畜検査員 1 名増員
昭和 57 年 1 月	検査棟の建設（80 m ² ）、敷地の整備
昭和 57 年 3 月	検査用機械器具の充実整備
昭和 59 年 4 月	広島県行政組織規則の一部改正により、従来保健所が所管していた食肉衛生検査業務を集中統合して、広島県食肉衛生検査所に組織及び名称を変更
昭和 59 年 4 月	福山市三吉町に東部支所を設置し、と畜検査員 5 名、非常勤と畜検査員 1 名を配置
昭和 63 年 4 月	東部支所にと畜検査員 1 名減員、非常勤と畜検査員 1 名増員
平成 2 年 3 月	府中市食肉センター廃止
平成 3 年 4 月	「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の施行に伴い、食鳥処理場の監視指導等の事務が委任され、本所と東部支所に食鳥検査員各 1 名を配置
平成 4 年 1 月	竹原市忠海と畜場廃止
平成 4 年 4 月	食鳥検査員 3 名（本所 2 名、東部支所 1 名）、非常勤食鳥検査員 7 名（本所 5 名、東部支所 2 名）を配置し、食鳥検査を開始
平成 5 年 3 月	本所に理化学検査室、女子更衣室、女子便所、車庫を増築
平成 8 年 4 月	本所の検査員 1 名増員、食品衛生法第 17 条第 1 項及び第 22 条委任
平成 10 年 4 月	福山市の中核市移行に伴い、東部支所の検査員 2 名減員
平成 11 年 1 月	本所の増改築工事着工（平成 11 年 9 月竣工）
平成 11 年 4 月	東部支所廃止
平成 12 年 3 月	尾道市営と畜場廃止
平成 13 年 4 月	と畜検査員 1 名減員
平成 13 年 10 月	牛海綿状脳症（BSE）全頭スクリーニング検査開始
平成 15 年 6 月	大規模食鳥処理施設 1 施設廃止
平成 15 年 8 月	と畜検査員 1 名減員
平成 16 年 3 月	高病原性鳥インフルエンザの簡易キットによる検査体制を整備
平成 17 年 9 月	食肉衛生検査所ホームページ開設
平成 21 年 3 月	三次食肉加工センターにおける豚処理業務の廃止
平成 21 年 4 月	と畜検査員 1 名、非常勤と畜検査員 1 名減員
平成 25 年 7 月	牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査対象月齢を 48 ヶ月齢超に変更
平成 26 年 4 月	と畜検査員 1 名減員、非常勤と畜検査員 1 名増員
平成 29 年 4 月	健康牛の BSE スクリーニング検査の廃止
平成 30 年 3 月	三次食肉加工センター廃止によりと畜業務を終了

2 組織と機構

(1) 組織（平成30年3月31日現在）



(2) 広島県行政機関設置条例（昭和39年3月31日条例第94号）抜すい （食肉衛生検査所）

第7条 地方自治法第156条第1項の規定により，食肉に係る検査等に関する事務を分掌させるため，食肉衛生検査所を置く。

2 食肉衛生検査所の名称，位置及び所管区域は，次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
広島県食肉衛生検査所	三次市粟屋町	広島市，呉市及び福山市を除く県内全域

(3) 広島県行政組織規則（昭和39年3月31日規則第18号）抜すい

第5款 食肉衛生検査所

（名称，位置及び所管区域）

第60条 行政機関設置条例第7条の規定により設置された食肉衛生検査所の名称，位置及び所管区域は，次のとおりである。

名称	位置	所管区域
広島県食肉衛生検査所	三次市粟屋町	広島市，呉市及び福山市を除く県内全域

（所掌事務）

第61条 食肉衛生検査所は，次に掲げる事務を所掌する。

- 1 獣畜のとさつ又は解体に伴う検査に関すること。
- 2 獣畜の肉，内臓等の検査に関すること。
- 3 と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者の指導及び監督に関すること。
- 4 食鳥検査に関すること。
- 5 食鳥処理業者の指導及び監督に関すること。
- 6 前各号のほか，獣畜のとさつ及び解体並びにと畜場並びに食鳥処理及び食鳥処理場に関すること。

3 職員の配置状況（平成30年3月31日現在）

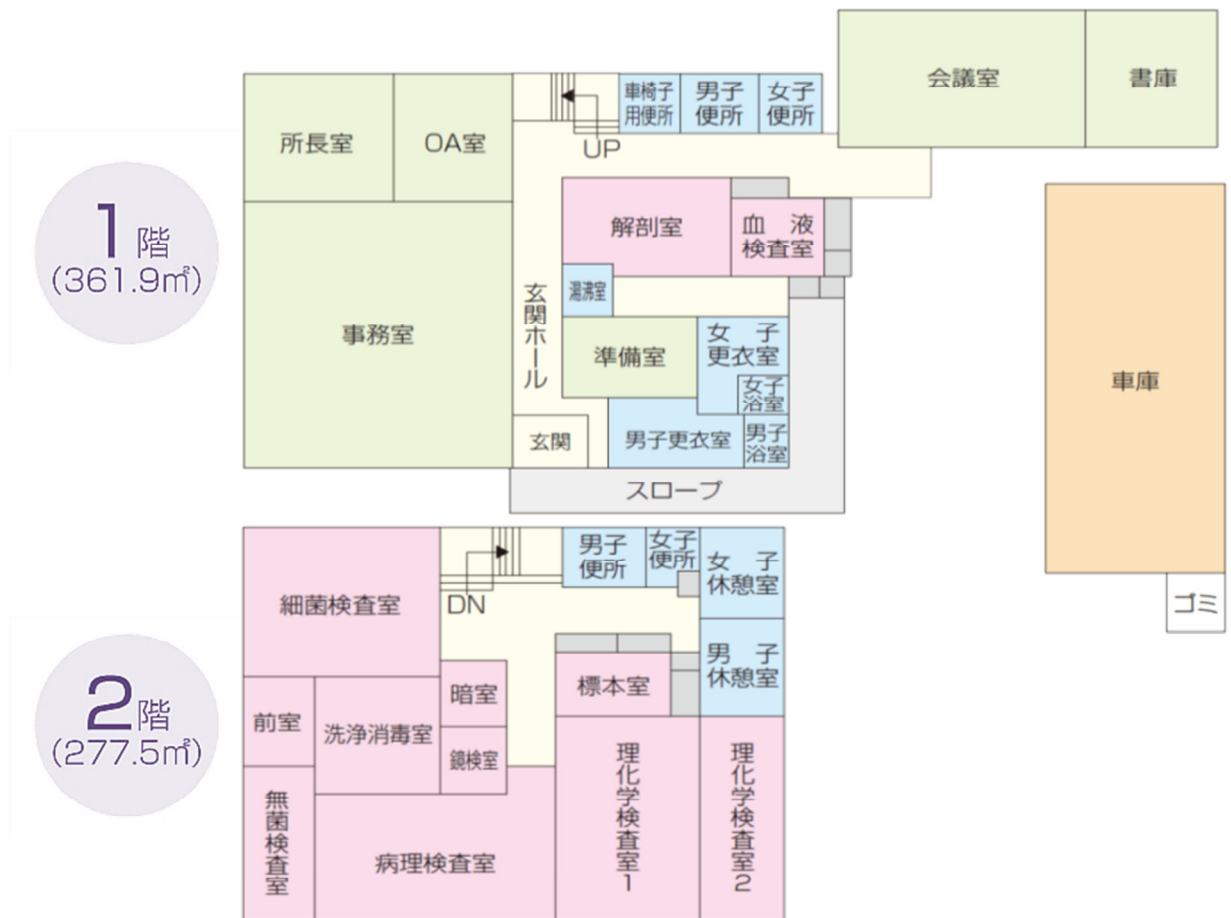
常勤職員							非常勤職員		計
所長	次長	主幹	事業調整員	主査	主任	技師	と畜検査員	食鳥検査員	
1	1	1	1	1	1	1	2	6	15

4 業務の内容

- (1) と畜検査.....生体，解体前及び解体後検査
- (2) 食鳥検査.....生体，脱羽後及び内臓摘出後検査
- (3) 試験室内検査.....細菌，理化学，病理組織及び BSE スクリーニング検査
- (4) 残留抗菌性物質等の検査・措置
- (5) 食鳥処理場の認定事務及び衛生指導
- (6) と畜業者，とさつ解体従事者及びと畜場の衛生指導
- (7) 人畜共通感染症等の調査研究
- (8) 検査結果の統計処理及び関係機関・生産者等へのフィードバック
- (9) 消費者に対する衛生思想の普及啓発

5 施設の状況

- (1) 所在地 広島県三次市粟屋町 1911-1
- (2) 敷地面積 1,270 m²
- (3) 建物 鉄筋コンクリート 2階建て (1階 361.9 m²，2階 277.5 m²)
- (4) 敷地建物の配置図



6 主な検査用機械器具一覧表

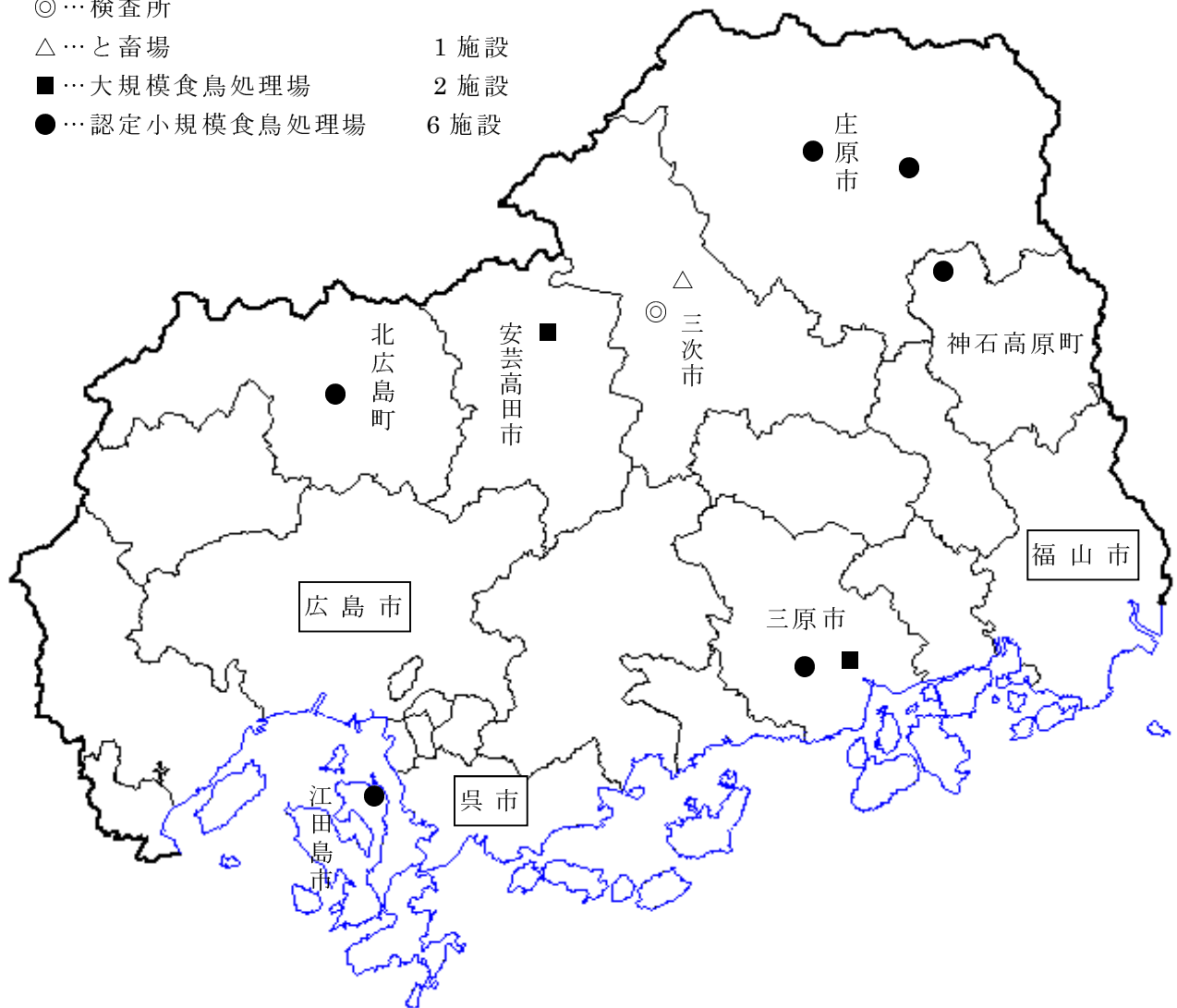
品 名	数 量	品 名	数 量
冷蔵庫	7	ドラフトチャンバー	1
ディープフリーザ	2	ろ過装置	2
比色計	1	発電機	1
滅菌器	9	真空ポンプ	1
恒温槽	7	電気マッフル炉	1
恒温器	7	分注器	2
培養器	1	自動定量式ピペット	2
孵卵器	2	ピペット洗浄器	2
顕微鏡	6	ホモジナイザ	3
実体顕微鏡	1	アスピレーター	2
落射蛍光顕微鏡	1	パラフィン伸展器	3
顕微鏡テレビ装置	1	パラフィン溶融器	1
顕微鏡写真装置	3	マイクロトーム	1
顕微鏡投影器	2	安全キャビネット	1
振盪器	4	遠心分離機	7
臓器撮影装置	1	卓上細胞破碎機	2
超音波洗浄器	2	プレートウォッシャー	2
電気定温乾燥器	3	プレートリーダー	2
濃縮器	5	クリオスタット	1
秤	8	ストマッカー	1
血液生化学分析装置	1	高速液体クロマトグラフィー	1
包埋装置	1	攪拌器	4
血球計算器	2	pH 測定器	2
コロニーカウンター	2	DNA 増幅装置	2
スライド製作機	1	電気泳動槽	1
純水製造装置	2		

7 管内の状況（平成30年3月31日現在）

所管区域は、県内全域（広島市・呉市・福山市を除く）。

(1) 位置図

- ◎…検査所
- △…と畜場 1施設
- …大規模食鳥処理場 2施設
- …認定小規模食鳥処理場 6施設



(2) と畜場の概要

と畜場名	と畜場番号	所在地	面積 (m ²)		浄化槽能力 (t/日)	処理能力 (頭) /日	
			敷地	建物		大動物	小動物
全国農業協同組合連合会 広島県本部 三次食肉加工センター	11	三次市 粟屋町 1905番地	14,305.0	3,743.8	770	25	0

(3) 大規模食鳥処理場の概要

処 理 場 名	所 在 地	1 日 平 均 処 理 羽 数 (羽)	食 鳥 処 理 管 理 者 数 (人)	浄 化 槽 能 力 (t/日)
鳥巧商事株式会社	三原市新倉二丁目 16 番 1 号	10,000	17	300
サイコー物産株式会社	安芸高田市高宮町羽佐竹 869	4,100	7	100

8 検等手数料及び歳入状況

(1) 検査手数料の推移

(円)

年 度	牛・馬	とく 豚	めん羊 山 羊	病 畜	食 鳥
昭和 28.4～50.3	300	200	50	400	
50.4～51.3	500	350	100	500	
51.4～平成元.3	900	450	250	1,000	
元.4～3.3	900	450	250	1,200	
3.4～4.3	900	450	250	1,300	
4.4～6.3	900	450	250	1,300	4
6.4～	900	450	250	1,300	3 (4)

(注) 食鳥検査手数料の(4)は土・日祝祭日及び年末年始

(2) 検査手数料歳入状況

(円)

年 度	牛・馬	とく・豚	めん羊 山 羊	病 畜	食 鳥	計
20	1,202,400	5,435,100	0	0	10,781,556	17,419,056
21	1,081,800	0	0	0	10,715,393	11,797,193
22	1,026,000	0	0	0	10,354,820	11,380,820
23	981,900	0	0	0	11,469,444	12,451,344
24	956,700	0	0	0	11,529,418	12,486,118
25	852,300	0	0	0	11,593,229	12,445,529
26	651,600	0	0	0	11,611,760	12,263,360
27	607,500	0	0	0	11,732,447	12,339,947
28	567,000	0	0	0	11,664,460	12,231,460
29	505,800	0	0	0	11,523,254	12,029,054

第2章 事業の概要

1 事業概況

当所は、昭和28年8月に制定されたと畜場法に基づいて、食用に供する目的で管内1と畜場に搬入される獣畜（牛、とく、馬）のと畜検査、及び場外と畜検査を実施している。

現場では、すべての獣畜に対して1頭ずつ、生体検査、内臓検査及び枝肉検査を行い、食肉の安全性確保に努めるとともに、HACCPの考え方に沿って、と畜場施設の整備点検や作業従事者の衛生指導を実施している。

また、平成3年度から施行された「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、平成4年度から管内2施設の大規模食鳥処理場で食鳥検査を実施し、管内6施設の認定小規模食鳥処理場の監視指導を行っている。

当所は、全国食肉衛生検査所協議会に加入し、調査研究、学会、研修会などを通じて検査技術の向上を図っているところである。

(1) と畜検査

ア 平成29年度の総と畜検査頭数は563頭であった。その内訳は、牛は562頭、豚は1頭であった。

イ 検査の結果、全部廃棄した獣畜は無かった。一部廃棄頭数は牛が562頭（85.4%）、豚が1頭（100.0%）であった。

(2) 食鳥検査

ア 平成29年度の総食鳥検査羽数は、ブロイラーが3,567,897羽であった。

イ 検査の結果、全部廃棄した羽数は31,771羽（0.9%）で、その理由は炎症が20,391羽で最も多く、以下大腸菌症（5,210羽）、削瘦及び発育不良（2,444羽）、放血不良（1,703羽）、腹水症（1,250羽）の順となっている。一部廃棄羽数は95,192羽（2.7%）であった。

(3) 試験室内検査

ア 人と動物の共通感染症、法定家畜伝染病及び抗菌性物質等の残留が疑われるものや、現場での診断が困難なものについては、試験室内において細菌学的、理化学的及び病理学的検査を実施して、その結果に基づいて診断を行っている。平成29年度に試験室内検査を行った獣畜54頭のうち、全部廃棄した獣畜は無かった。

イ と畜場に搬入された牛のうち、BSE（牛海綿状脳症）スクリーニング検査対象牛については該当はなかった。

ウ 食肉の解体処理における細菌汚染状況を把握し、作業手順改善の効果判定等に用いるために、牛枝肉のふき取り検査を実施した。併せて腸管出血性大腸菌O157による汚染の有無を確認した。

エ 対韓国輸出食鳥等における微生物モニタリング検査（サルモネラ検査）を実施した。

オ 月齢30ヵ月を超える牛の特定部位である脳・脊髄組織による牛枝肉の汚染状況をモニタリングするために、GFAP（グリア繊維性酸性タンパク）の残留度を調査した。

カ と畜場における微生物の汚染実態を調査するために、牛枝肉のふき取り検査と、と畜場の施設設備等の細菌学的検査を実施した。

(4) 衛生指導等

ア と畜場の管理者及び作業従事者に対して、衛生管理講習会を開催した。

イ 食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアルに基づいて机上演習を実施するとともに、食鳥処理場の衛生管理についての講習会を開催した。

ウ 管内の大規模食鳥処理場 2 施設及び認定小規模食鳥処理場 6 施設（1 施設休止中）について、立ち入り検査を行った。

(5) 消費者等に対する衛生教育

食肉の安全に対する関心が高まる中、施設見学者の受け入れを行った。

(6) 調査研究

「と畜場における牛枝肉の微生物制御への取り組み」について実施し、その成果を各種学会、研修会等で発表した。

2 と畜検査

(1) 月別と畜検査頭数

(単位：日，頭)

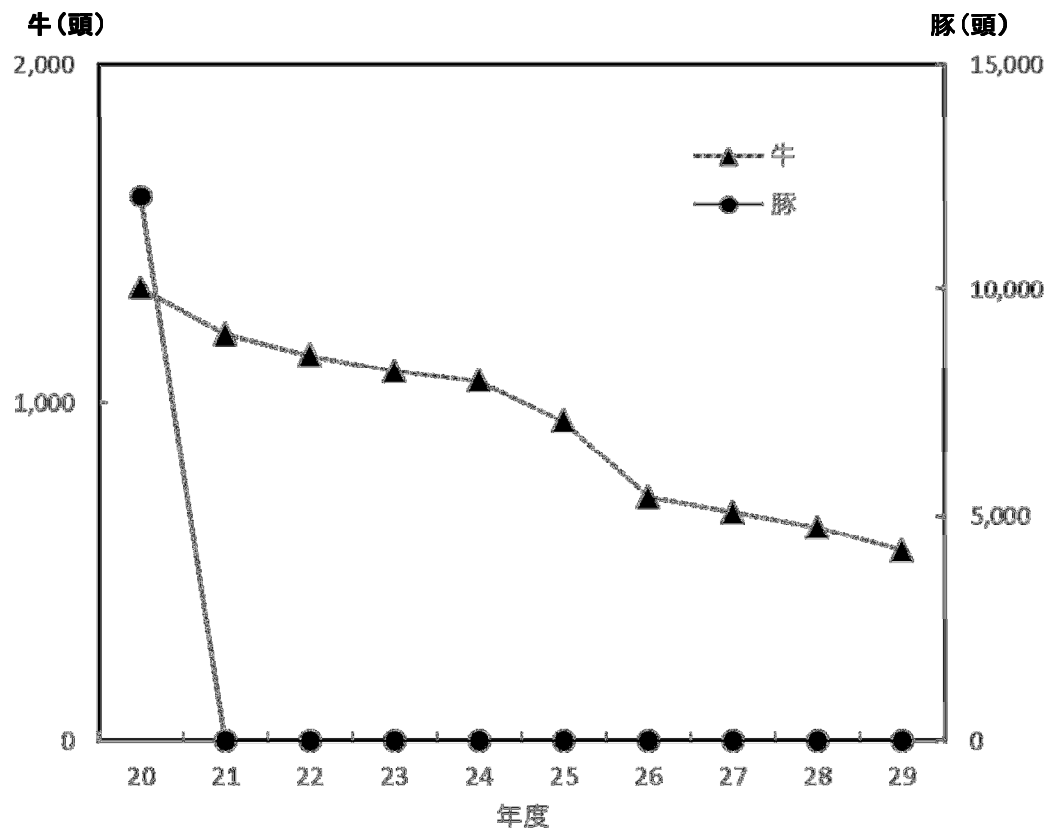
月	検査日数	肉用牛		乳用牛		とく		馬		豚		めん山羊		月計
		健	病	健	病	健	病	健	病	健	病	健	病	
4	14	50		2										52
5	14	44		2										46
6	13	37		1										38
7	15	57		1										58
8	10	44												44
9	13	52		3										55
10	14	52		1										53
11	15	53		2										55
12	10	44		1										45
1	11	46								1				47
2	12	34		3										37
3	8	33												33
計	149	546	-	16	-	-	-	-	-	1	-	-	-	563

(2) 年度別と畜検査頭数

(単位：頭)

年度	牛	とく	馬	豚	めん山羊	計
20	1,336	-	-	12,079	-	13,415
21	1,202	-	-	1	-	1,203
22	1,140	-	-	1	-	1,141
23	1,091	-	-	1	-	1,092
24	1,063	-	-	1	-	1,064
25	947	-	-	1	-	948
26	722	-	2	1	-	725
27	675	-	-	1	-	676
28	630	-	-	1	-	631
29	562	-	-	1	-	563

(3) と畜検査頭数の推移



(5) 年度別処分頭数

(単位：頭)

年度 (平成)	とさつ禁止 解体禁止					全部廃棄					一部廃棄																			
											肉のみ					内臓のみ					肉と内臓					計				
	牛	とく	馬	豚	めん 山羊	牛	とく	馬	豚	めん 山羊	牛	とく	馬	豚	めん 山羊	牛	とく	馬	豚	めん 山羊	牛	とく	馬	豚	めん 山羊					
20						1			55		13			66		1027			9675		65			476		1105			10217	
21											12					884			1		67					963			1	
22						1					10					800			1		44					854			1	
23											15					854			1		101					970			1	
24						1					2					863			1		130					995			1	
25						2					2					766			1		146					914			1	
26											5					590		2	1		118					713		2	1	
27											3					500			1		160					663			1	
28											26					380			1		180					586			1	
29											20					287			1		174					481			1	

3 食鳥検査

(1) 月別食鳥検査羽数

(単位：日，羽)

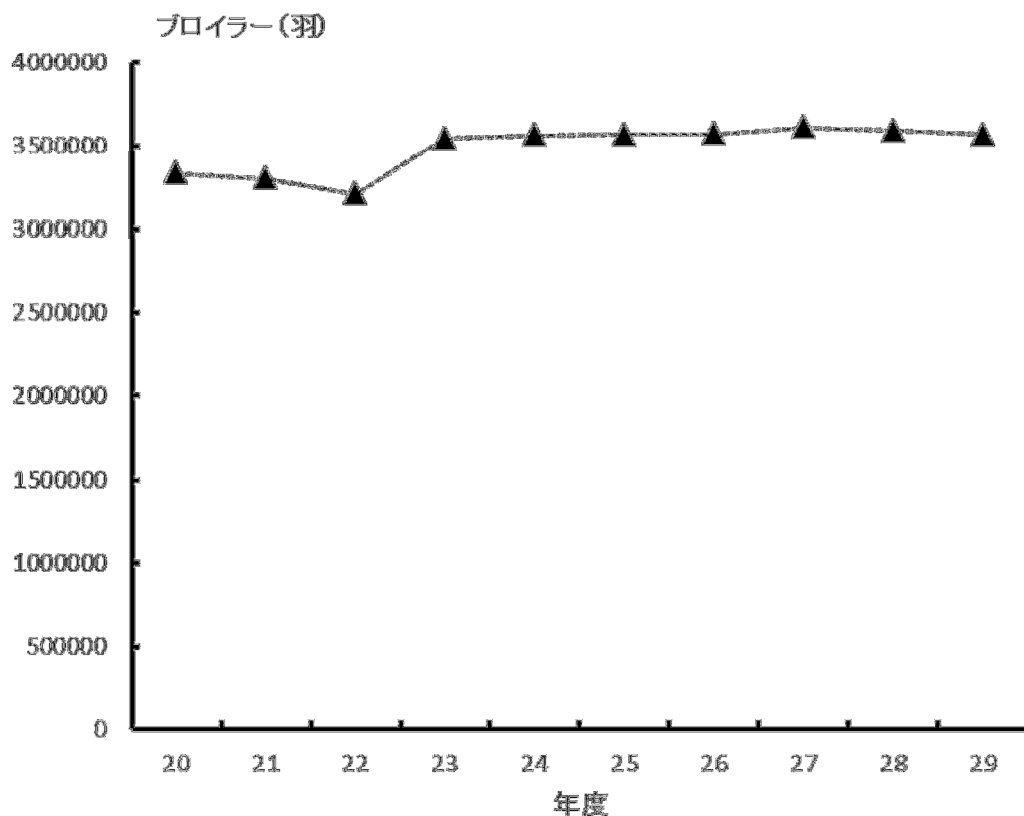
月	鳥巧商事（株）		サイコー物産（株）		月計
	日数	ブロイラー	日数	ブロイラー	
4	21	218,522	20	80,273	314,250
5	21	208,995	21	82,000	313,169
6	21	200,212	20	82,625	279,843
7	20	189,792	20	82,553	283,586
8	19	178,793	20	85,164	252,759
9	22	209,381	21	85,035	278,159
10	22	212,335	22	91,372	310,060
11	21	222,909	21	89,545	318,928
12	23	249,860	22	99,668	354,752
1	20	208,781	21	85,997	292,693
2	20	204,905	19	75,394	292,219
3	23	237,196	21	86,590	301,692
計	253	2,541,681	248	1,026,216	3,567,897

(2) 年度別食鳥検査羽数

(単位：羽)

年度	ブロイラー	成 鶏	あ ひ る	七 面 鳥	合 計
20	3,333,231	-	-	-	3,333,231
21	3,300,635	-	-	-	3,300,635
22	3,209,792	-	-	-	3,209,792
23	3,544,086	-	-	-	3,544,086
24	3,564,653	-	-	-	3,564,653
25	3,566,465	-	-	-	3,566,465
26	3,571,686	-	-	-	3,571,686
27	3,610,181	-	-	-	3,610,181
28	3,592,110	-	-	-	3,592,110
29	3,567,897	-	-	-	3,567,897

(3) 検査羽数の推移



(4) 年度別処分状況

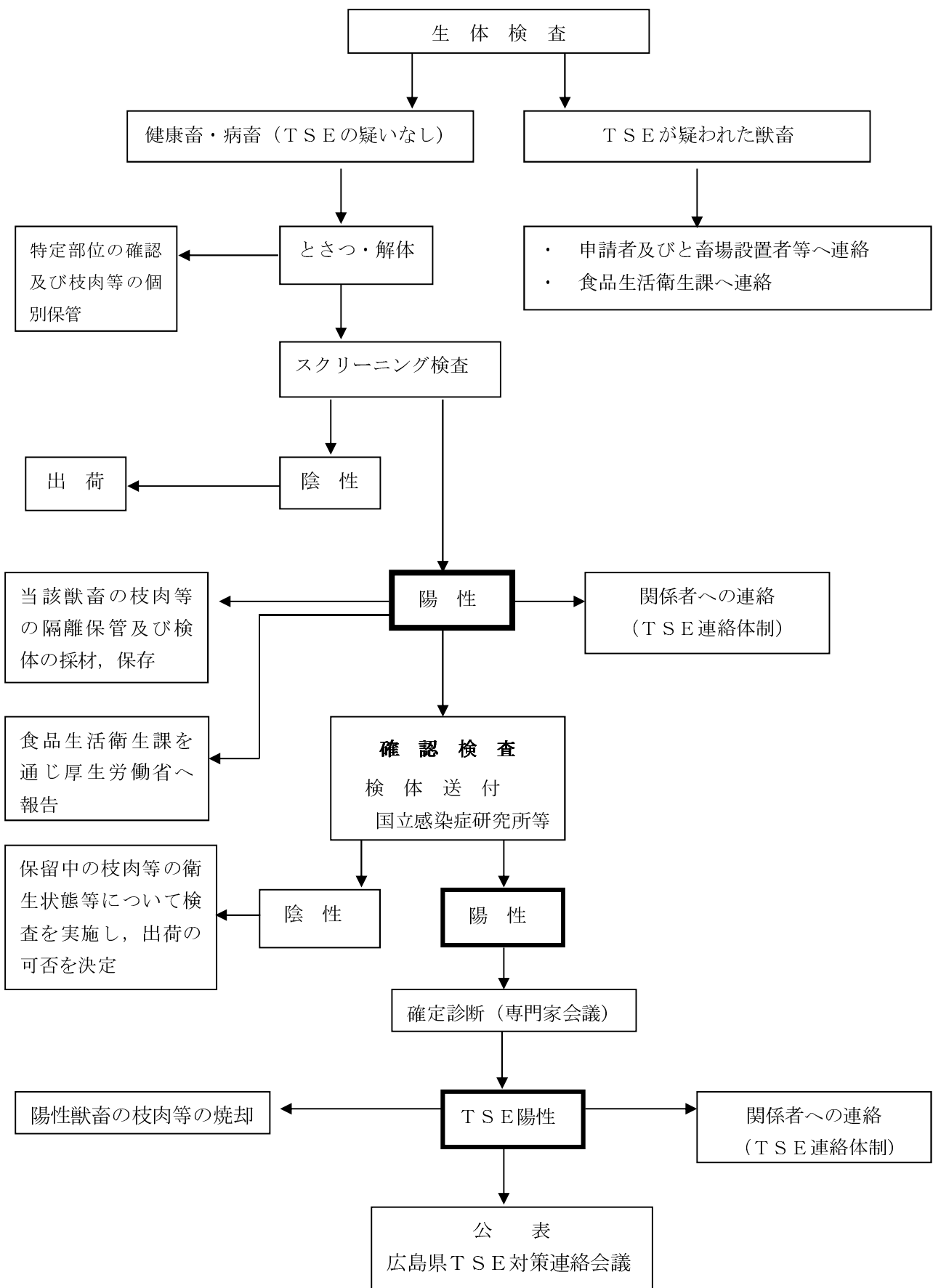
(単位：羽)

年 度	検 査 羽 数	処 分 羽 数	処 分 区 分		処 分 率
			全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	
20	3,333,231	75,104	18,350	56,754	2.25%
21	3,300,635	79,045	22,168	56,877	2.39%
22	3,209,792	93,100	30,748	62,352	2.90%
23	3,544,086	110,392	24,420	85,972	3.11%
24	3,564,653	112,378	21,432	90,946	3.15%
25	3,566,465	115,239	21,949	93,290	3.23%
26	3,571,686	117,887	26,461	91,426	3.30%
27	3,610,181	117,956	25,444	92,512	3.27%
28	3,592,110	118,024	28,004	90,020	3.29%
29	3,567,897	126,963	31,771	95,192	3.56%

(5) 原因別処分状況

		プロイラー			成 鶏			あひる			七面鳥		
検 査 羽 数		3,567,897						-			-		
		禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
進 分 査 羽 数		-	31,771	95,192									
疾 病	ウィルス・クラミジア類												
	鶏 痘												
	伝染性気管支炎												
	伝染性喉頭気管炎												
	ニューカッスル病												
	鶏 白 血 病												
	肝 炎												
	マレック病												
	その他												
	細菌病												
	大腸菌症		5,210										
	伝染性コリザ												
	サルモネラ病												
	ブドウ球菌症												
	その他		8										
	その他												
	寄 生 虫 病												
変 性				33									
尿酸塩沈着症													
水 腫			3	4									
塵 水 痘		1,250											
出 血		113	11,627										
炎 症		20,991	83,528										
結 核													
腫 瘍		8											
臓器の異常な増殖													
異常体温													
貧 血													
外 傷													
中 毒 症 候 群													
副産及び糞育不良		2,444											
放 血 不 良		1,703											
腸 積 滯 症		404											
その他		236											
計		-	31,771	95,192									

4 伝達性海綿状脳症（TSE）対策



(3) と畜検査 (検査項目別)

(単位: 頭, 件数)

検査区分	検査頭数	細菌検査			血清反応	血液検査	病理検査	理化学検査	寄生虫検査	動物実験	検査延件数	陽性頭数	措置				備考
		直接鏡検	一般培養	同定									とさつ禁止	解体禁止	全部廃棄	一部廃棄	
細菌病	炭疽										-						
	豚丹毒										-						
	サルモネラ病										-						
	結核病										-						
	ブルセラ病										-						
	破傷風										-						
	放線菌症										-						
	抗酸菌症										-						
	膿毒症										-						
	敗血症										-						
その他										-							
原虫病	トキソプラズマ病										-						
	その他										-						
寄生虫病	のう虫病										-						
	ジストマ病										-						
	その他										-						
その他の疾病	尿毒症										-						
	黄疸										-						
	水腫										-						
	腫瘍										-						
	中毒諸症										-						
その他	43									43							
その他 抗菌性物質等	11		11							11							
計	54	-		-	-	43	-	-	-	-	54	-	-	-	-	-	

(4) 食鳥検査 (検査項目別)

(単位：羽，件数)

検査区分	検査羽数	細菌検査			血清反応	血液検査	病理検査	理化学検査	寄生虫検査	動物実験	検査延件数	陽性羽数	措置			備考	
		直接検鏡	一般培養	同定									禁止	全部廃	一部廃		
ミドリ イ ソ ル ア ク 病	鶏痘																
	伝染性気管支炎																
	伝染性喉頭気管炎																
	ニューカッスル病																
	鶏白血病																
	封入体肝炎																
	マレック病																
	その他																
	細菌病	大腸菌症															
		伝染性コリネバ															
サルモネラ病																	
ブドウ球菌症																	
その他 の 疾 病	その他																
	毒血症																
	膿毒症																
	敗血症																
	真菌症																
	原虫病																
	寄生虫病																
	変性																
	尿酸塩沈着症																
	水腫																
	腹水症																
	出血																
	炎症																
	萎縮																
	腫瘍																
	臓器の異常な形等																
異常体温																	
黄疸																	
外傷																	
中毒諸症																	
削瘦及び発育不良																	
放血不良																	
湯漬過度																	
その他	4		4								4						
計	4		4	-							4			-	-		

(5) 牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

検査実頭数	分類			陽性頭数
	生後 24 ヶ月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害などの神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するもの	生後 48 カ月齢以上の牛	その他の牛	
0	0	0	0	0

(6) モニタリング検査

ア 牛枝肉の腸管出血性大腸菌検査

(検体数)

検査頭数	腸管出血性大腸菌		
	免疫クロマト法（O157）	P	C R 法
30	30		30

イ 牛枝肉等の微生物汚染実態検査

(検体数)

検体	検査頭数	検査項目	
		一般細菌数	大腸菌群数
牛枝肉ふき取り	30	60	60

ウ 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク（GFAP）残留調査

(検体数)

検査頭数	頸椎周囲	外側腹部
16	16	16

エ 対韓国輸出食鳥肉等における微生物モニタリング検査

(検体数)

畜種	検査羽数	サルモネラ検査
鶏	69	69

オ 牛血液性状検査

(検体数)

検査頭数	全血		血漿（生化学）
	赤血球	白血球	
43	43	43	279

6 衛生指導等

(1) 三次食肉加工センターに対する衛生指導

と畜衛生講習会

月 日	場 所	出席者数 (人)
3月26日	検査所	12

(2) 鳥インフルエンザ対策

食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアルに基づいて机上演習を実施するとともに、食鳥処理場の衛生管理についての講習会を実施した。

月 日	場 所	参加人数 (人)
11月10日	鳥巧商事 (株)	12
11月15日	検査所	13

(3) 認定小規模食鳥処理場立入検査

施 設 数	立 入 検 査 延 べ 件 数
6	19

(4) 認定小規模食鳥処理場の処理羽数及び廃棄処分状況 (単位：羽)

処 理 羽 数	2,405
と さ つ 禁 止	—
全 部 廃 棄	0
一 部 廃 棄	15

第 3 章 調査及び研究

1 平成 29 年度の調査研究発表

と畜場における牛枝肉の微生物制御への取り組み

広島県食肉衛生検査所 ○魚谷正芳 正岡亮太 久保田早苗

1 はじめに

安全で衛生的な食肉を提供するためには、と畜場におけるとさつ解体時の微生物制御対策が重要である。

当所では、衛生的な取り扱いの指標とするために、厚生労働省通知に基づく定例の牛枝肉の拭き取り検査を毎月実施しているが、この結果が目標値を超えることもあったため、これに加えて、設備、使用器具、処理工程毎の拭き取り検査等を実施し、汚染源の追究を行ってきた。

その検査結果をもとに、と畜場管理者（以下「管理者」という。）及びとさつ解体従事者（以下「従事者」という。）に衛生指導、意見交換等を継続的に行い、一定の成果が得られたので、その概要を報告する。

2 材料及び方法

- (1) 調査実施施設：当所管内Aと畜場
(民間と畜場)

ア 年間処理頭数

(H19 年度:1,403 頭,H28 年度:630 頭)

イ 従事者数

(H19 年度:8 名,H28 年度:4 名)

- (2) 調査期間：平成 19 年 4 月～
平成 29 年 3 月

- (3) 調査内容：枝肉の拭き取り検査

枝肉洗浄後（図 1）の枝肉胸部及び肛

門周囲部をそれぞれ滅菌ガーゼタンポンで 100cm²（10cm×

10cm）拭き取ったものを検体とし（図 2），定法により 1cm²あたりの一般細菌数及び大腸菌群数を測定した。

頭数は、1～2 回/月、2～4 頭/回のと畜牛を対象に約 40 頭/年度を実施した。

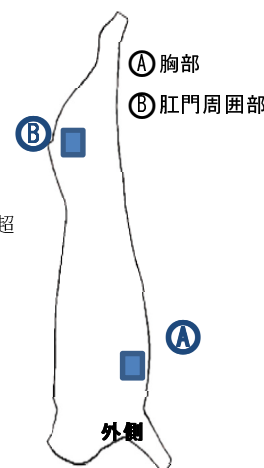
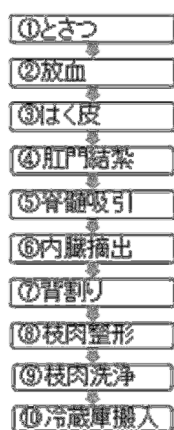


図 1 牛のとさつ解体工程

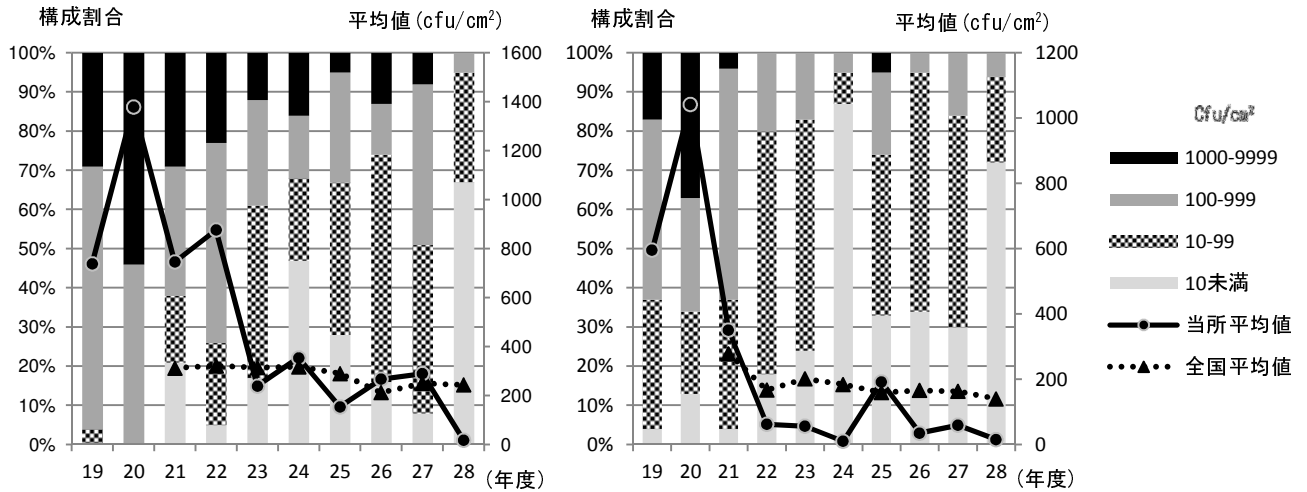
図 2 牛枝肉の拭き取り箇所

3 成績

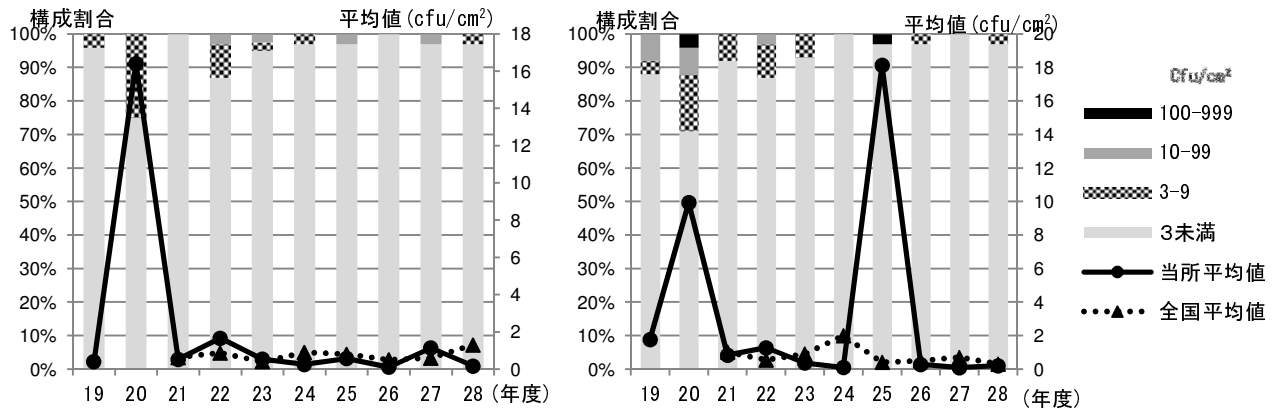
- (1) 一般細菌数：胸部（図 3）及び肛門周囲部（図 4）の検査結果の構成割合（全体検体数に占める当該検査値検体数の割合）及び平均値を年度毎に示した。

一般細菌数では、特に胸部において目標値（1,000cfu/cm²未満）を超える検体が多く見受けられた。その要因としては、床からの飛散水・汚染した前掛けの接触・皮からの滴下水等が考えられた。肛門部については、胸部と比較し目標値を超える検体は少なかったものの、平成 20 年度の平均値は、胸部（1,378cfu/cm²）、肛門部（1,041 cfu/cm²）ともに目標値を超える結果となった。しかし、平成 28 年度には、低減への継続的な取り組みの結果、胸部・

肛門部ともに検査結果はすべて目標値を下回り，平均値についても，胸部 16.52（全国平均値 242.9）cfu/cm²，肛門周囲部 15.30（同 140.0）cfu/cm²となり，いずれも全国平均値を 10¹ オーダーcfu/cm²下回る良好な結果となった。



(2) 大腸菌群数：胸部（図5）及び肛門周囲部（図6）の検査結果の構成割合及び平均値を年度毎に示した。



大腸菌群数については，平成 20 年度は 10² オーダーcfu/cm²を上回る検体もあったが，平成 24 年度以降は目標値（3 cfu/cm²未満）を上回る検体は 0～1 検体/年度のみとなった。また，平成 28 年度の平均値は，胸部 0.20（全国平均値 1.3）cfu/cm²，肛門周囲部 0.17（同 0.3）cfu/cm²となり，いずれも全国平均値を下回る良好な結果となった。

4 考察

枝肉の衛生状況が向上した理由については，次の事項が考えられる。

- (1) 継続的に拭き取り検査や衛生講習会等を行い，作業衛生責任者（以下「責任者」という。）・従事者等が作業中に気づいた汚染原因，低減対策等を提案させるなど，意見交換等連携を図ってきた。責任者・従事者等が積極的に関わることにより，責任者については衛生管理を向上させたいという意識が強くなり，また，従事者については衛生意識の向上につながっていった。
- (2) 衛生講習会では，作業中の写真やビデオを用いて指導を行った結果，従事者自身が普段見落としている汚染原因を認識させることができた。視覚的効果が高く，科学的根拠に基づく資料による説得力のある衛生指導が有効である。
- (3) 従事者，管理者等自ら衛生研修会を開催・受講するとともに自主検査を実施しており，自主衛生管理の確保に努めている。

5 まとめ

当と畜場では、と畜頭数の減少に伴い、施設の・人間的な制約があり、従事者の一部に汚染作業区域と非汚染作業区域の掛け持ちせざるを得ない状況がある。そのため、汚染要因となるリスクが高くなると考えられる。基本となる衛生対策は設備、器具及び手指等の洗浄消毒という現状において、ソフト面での衛生管理を重要課題とし、自主衛生管理の重要性について、これまで指導を行ってきた。

自主衛生管理の重要性については、平成8年と畜場施行規則（以下「規則」という。）が改正され、①施設の衛生的な維持管理 ②清潔な獣畜の搬入 ③機械器具の消毒 ④軍手の不使用・手指の洗浄 ⑤はく皮時の獣毛等による汚染の防止 ⑥肛門及び食道の結紮 ⑦冷却 ⑧HACCP システムの考え方に沿ったマニュアルの作成 ⑨衛生責任者の設置 ⑩自主検査等の義務付け等により示されている。

さらに、平成26年規則改正により、国際標準である HACCP 導入が求められることとなった。当と畜場においても、HACCP 方式による自主衛生管理の導入に向けて準備が進められているところであり、当所も HACCP 導入推進講習会の実施、ワーキンググループによる検討会の開催等協力・助言に努めている。HACCP 導入推進のためには、①根幹となる一般的衛生管理を確立させること、②管理者側が主体となり課題解決していくこと等が重要であり、これまで実施した衛生指導に係る調査・意見交換等は導入推進のために有用であったと考える。

衛生管理の向上は従事者等の意識と行動にかかっているため、今後も引き続き現場の実態を把握し、汚染原因の究明とともに、従事者等の衛生意識向上につながる適切な衛生指導を行うことにより、食肉による衛生上の危害防止を図っていきたい。

6 引用文献

加地祥文：とちく場における汚染防止対策， Bull.Natl.Inst.Public Health, 46(2): (1997)

2 調査研究発表（平成 20 年度～平成 29 年度）

年度	学 会 等	演 題	発 表 者
20	日本獣医公衆衛生学会（全国） 食品衛生監視員等業績発表会（中国誌上） 三次獣医師会技術検討会	認定小規模食鳥処理場の衛生対策	井上 佳織
21	全国公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会 第27回全国食肉衛生検査所協議会理化学部会研修会 三次獣医師会技術検討会	<i>Bacillus mycoides</i> の芽胞形成が良好となる培地の検討	長澤 元
	食肉衛生検査所協議会中国・四国ブロック会議	牛肝臓にみられた包膜炎の一例	前田 貴容子
22	食品衛生監視員等業績発表会 第 54 回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 食肉衛生検査所協議会中国・四国ブロック会議 厚生労働省食鳥肉衛生発表会 三次獣医師会技術検討会	ブロイラーの蜂窩織炎	前田 貴容子
23	食品衛生監視員等業績発表会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 三次獣医師会技術検討会	と畜場における牛枝肉の衛生対策について	大原祥子
24	食品衛生監視員等業績発表会	従事者が積極的に関わったと畜場衛生対策への取り組み	増田加奈子
	第 55 回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 食肉衛生検査所協議会中国・四国ブロック会議 厚生労働省食肉衛生発表会 三次獣医師会技術検討会	と畜場におけるデハイダーの汚染状況調査と消毒法の検討	森中重雄
25	第 56 回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（全国） 食肉衛生検査所協議会中国・四国ブロック会議 厚生労働省食鳥肉衛生発表会 三次獣医師会技術検討会	A 食鳥処理場における衛生管理とカンピロバクター検出状況	増田加奈子
	食品衛生監視員等業績発表会 食肉衛生検査所協議会中国・四国ブロック会議 三次獣医師会技術検討会	BSE に関する意識調査と情報発信の検討	田原綾香

年度	学 会 等	演 題	発 表 者
26	第 57 回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 食肉衛生検査所協議会中国・四国ブ ロック会議 三次獣医師会技術検討会	野生獣畜食肉処理施設における汚染実態調 査	田原綾香
27	第 58 回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 食肉衛生検査所協議会中国・四国ブ ロック会議 厚生労働省食鳥衛生発表会 三次獣医師会技術検討会	カンピロバクター食中毒低減に向けた食鳥 処理事業者への衛生指導について	田原綾香
28	全国公衆衛生獣医師協議会調査研究 発表会 平成 28 年度獣医学会中国地区学会 食品衛生監視員業績発表会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 食肉衛生検査所協議会中国・四国ブ ロック会議 三次獣医師会技術検討会	管内と畜場作業従事者等への効果的な衛生 指導	佐野ユカリ
29	第 59 回広島県獣医学会 食品衛生監視員業績発表会 厚生労働省食肉及び食鳥肉衛生研究 発表会 食肉衛生検査所協議会中国・四国ブ ロック会議 三次獣医師会技術検討会 日本獣医学術学会年次大会	と畜場における牛枝肉の微生物制御への取 り組み	魚谷正芳 久保田早苗

第 4 章 その他の参考資料

三次食肉加工センター使用料及び解体料

平成 30 年 3 月 31 日現在
(円)

	牛馬	とく	摘要
使用料	4,320	1,944	時間外は倍額
解体料	4,644	1,458	時間外は倍額

検査所案内

広島県食肉衛生検査所

〒728-0013 広島県三次市粟屋町 1911-1

TEL (0824)63-1305

FAX (0824)63-6130

- J R 芸備線 三次駅より約5 km
- 中国自動車道 三次インターより約6 km

